

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5 Ghome でんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の5 (略)</p> <p>(加入電話番号)</p> <p>第23条の6 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の加入電話番号を付与いたします。加入電話の電話番号は、1の5 G home でんわ契約ごとに当社が定めることとし、その加入電話番号については、5 Ghome でんわ契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 5 Ghome でんわ契約者は、5 Ghome でんわ契約締結の際に、番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。 ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>(注1) 技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、第2項に規定する番号ポータビリティの申出を行うことができません。</u></p> <p>(注2) (略)</p> <p>第23条の7～第23条の11 (略)</p> <p>第3章の3～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則（令和7年1月10日経企第4719号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和7年1月14日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5 Ghome でんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の5 (略)</p> <p>(加入電話番号)</p> <p>第23条の6 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の加入電話番号を付与いたします。加入電話の電話番号は、1の5 G home でんわ契約ごとに当社が定めることとし、その加入電話番号については、5 Ghome でんわ契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 5 Ghome でんわ契約者は、5 Ghome でんわ契約締結の際に、番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。 ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第23条の7～第23条の11 (略)</p> <p>第3章の3～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第11条 音声利用IP通信網サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(注) 番号ポータビリティ(事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u></p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(契約者が行う音声利用IP通信網契約の解除)</p> <p>第17条 契約者は、音声利用IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(注) 契約者は、音声利用IP通信網契約の解除に先立って番号ポータビリティの申出を行うことができます。</u> <u>ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(4) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用</td> <td>番号ポータビリティによって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(料金額)に規定する額に2,000円(税込額2,200円)を加算して適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 費 の 適 用		(1)～(4) (略)	(略)	(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用	番号ポータビリティによって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(料金額)に規定する額に2,000円(税込額2,200円)を加算して適用します。	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第11条 音声利用IP通信網サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(契約者が行う音声利用IP通信網契約の解除)</p> <p>第17条 契約者は、音声利用IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(4) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用</td> <td>番号ポータビリティ(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(料金額)に規定する額に2,000円(税込額2,200円)を加算して適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 費 の 適 用		(1)～(4) (略)	(略)	(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用	番号ポータビリティ(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(料金額)に規定する額に2,000円(税込額2,200円)を加算して適用します。
工 事 費 の 適 用													
(1)～(4) (略)	(略)												
(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用	番号ポータビリティによって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(料金額)に規定する額に2,000円(税込額2,200円)を加算して適用します。												
工 事 費 の 適 用													
(1)～(4) (略)	(略)												
(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用	番号ポータビリティ(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(料金額)に規定する額に2,000円(税込額2,200円)を加算して適用します。												

(6)～(10) (略)	(略)	(6)～(10) (略)	(略)
<p>2 (略)</p> <p>第3表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>附 則 (令和7年1月10日経企第4719号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年1月14日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、 なお従前のとおりとします。</p>		<p>2 (略)</p> <p>第3表～第5表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p>	